

【平成２３年第３回定例会 環境委員会委員長報告】

平成２３年６月２９日 環境委員長 斉藤 隆司

環境委員会に付託となりました諸議案につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

はじめに、「議案第７６号 川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について」であります。委員会で審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に「議案第１００号 訴えの提起について」から「議案第１０３号 訴えの提起について」と「議案第１０４号 反訴の提起について」から「議案第１１７号 反訴の提起について」の議案１８件であります。これらはいずれも下水管きょ工事に係る不正行為に対する賠償金支払請求に関する内容でありますので、議案１８件を一括して審査いたしました。

委員会では委員から、本件訴訟に関する今後予想される裁判の流れについて質疑があり、理事者から議案の議決後に裁判所に対して賠償金支払請求の訴え及び反訴の提起を行い、所定の手続を進め、最終的に裁判所から判決が出るか、あるいは職権による和解勧告があると思われるが、裁判の進行により裁判所が判断することになるとの答弁がありました。

そこで委員から、沖縄県における類似の事例の内容について質疑があり、理事者から沖縄県で平成１８年３月３０日に公正取引委員会から土木建築業者へ排除措置並びに課徴金の納付命令があったことについて、賠償金対象である１７６社のうち１２０社から民事調停の申し立てがあり、沖縄県における賠償金比率１０％のところ５％で両者の合意が成立した、との答弁がありました。

そこで委員から、裁判と民事調停の相違点及び本件事案に対する民事調停の適用について質疑があり、理事者から、民事調停は当事者双方の歩み寄りにより合意を図る制度であり、調停が不調となった場合は、訴えを提起することができる。本件については、民事調停の申し立てを行うことなく、裁判により争われるものであるとの答弁がありました。

次に委員から、今回の談合のあった工事案件に係る、予定価格と落札額とを比較した落札率について質疑があり、理事者から、本市でＡランクに格付けされている下水管きょ工事全体の平均では平成２０年度は９３．３４％、２１年度は８２．０４％、２２年度は８５．９５％となっている。これに対し今回の談合の工事案件、全２８件の平均落札率は９７．９％となっており、決して低い落札率ではないとの答弁がありました。

そこで委員から、談合はあってはならないことだが、予定価格の事前公表が談合の原因になったのではないかと質疑があり、理事者から、事前公表により談合が発生したとは認識していないが、事前公表については、くじ引きで落札者が決まるケースが多いなどの課題があるため、平成２３年４月からは事後公表を実施していると答弁がありました。

次に委員から、賠償請求額の算定率が２種類あることについて質疑があり、理事者

から、通常の契約における賠償金の率は請負金額の10分の2としているが、入札段階において事前に談合情報が市に寄せられたときは、入札参加者から談合行為を行っていない旨の誓約書を徴しており、この業者と契約に至った場合には賠償金の比率を10分の3とした契約を締結している、との答弁がありました。

次に委員から、今後の市としての不正防止策はどのように考えているのかとの質疑があり、理事者から、平成23年4月から本市契約における独占禁止法による指名停止期間をこれまでの6ヶ月以上36ヶ月以内から12ヶ月以上36ヶ月以内に強化したとの答弁がありました。

委員会では、審査の結果、議案18件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境委員会の報告を終わります。